

むずかしい相続税を簡単にわかってもらうための相続専門レポート

# 相伝 -souden



----- このレポートを読んでいただきたい方 -----

- 過去に相続を経験し、次回の相続もつつがなく終りたいと思われている方
- 先祖代々の財産を守りたいと思われる方
- 相続争いをしたくない方
- 貸家経営をされている方
- 自営業をされている方で、自分の会社の株式について対策を行いたい方
- 不動産管理会社を持たれている方
- 相続を経験したことがない方

**2015.12.10 vol.79**

- ①国税庁 伝家の宝刀！！  
通達6項が活躍する時代に！！??
- ②なぜ遺言書が必要なの？
- ③生命保険の名義とは…契約者？保険料負担者？
- ④マイナンバーで金融資産が丸見えに！？

※このレポートは、税法上の条文などを簡易に解釈し書いています。従って、読者の行動までも責任をもつものではありません。何か対策等のアクションをおこす際は、必ず、専門家（税理士・公認会計士等）にご相談の上で、実行していただきますようお願いいたします。



《発行》 相続手続きお悩み解決センター

税理士法人 上坂会計／株式会社 ライフデザイン研究所  
福井県福井市江守中2丁目 1312 番地

TEL : 0120-939-243 FAX : 0776-36-8245

URL : <http://souzoku.uesaka.ne.jp/> MAIL : [soden@uesaka.ne.jp](mailto:soden@uesaka.ne.jp)



# 1 国税庁 伝家の宝刀！！ 通達6項が活躍する時代に！！？？

Writer 公認会計士 上坂 朋宏

## 評価通達6項

「財産評価基本通達6（この通達の定めにより難しい場合の評価）この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」

上記の通達が、課税庁の伝家の宝刀と言われる通達です。（通達とは、簡単に書くと税務職員が行動判断するときの基準となるものを言います。）そしてこの通達は、国税庁長官の命令なので税務職員は、通達に従わなければ国家公務員法違反となります。よって、税務職員は、通達以外の判断はできないこととされています。

どこが伝家の宝刀かと言うと、国税庁長官の指示を受けて評価する。の部分です。つまり、

「・・・この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」ということで、特別な事情があれば、通達に従わなくていいと認めたのです。

簡単に書くと、国税庁が認めれば、納税者が評価通達にそって評価した財産についても、国税庁がおかしいと言え、それは国税庁の評価が正しいとしたわけです。

この通達すごいと思いませんか？

※まったくの私見ですが、このような文章は、法治国家とは何か？と考えさせられます。

しかし、6項に定めている以上、私達は、それに従うしかないということです。

## ■行き過ぎた節税策には、6項が適用される！？

私が、皆さまにお伝えしたいことは、素人考えで、節税しようなどと思わない方がよいということです。

特に、不動産に関しては、税法が網の目のように張りめぐらされています。

最近はやりのタワーマンション節税。以下のような事案があります。

相続1か月前にタワーマンション購入 2億9,300万円。

その相続税評価額は5,800万円。

（この差額の大きいことがタワーマンション節税と言われる所以です。）

これで、預金2億9,300万円がマンション5,800万円に。この差額2億3,500万円。

相続税で1億円の節税。

その後、息子は約1年後にタワーマンションを売却。価額は2億8,500万円。

上記、皆さんは、どのように思いますか？

結論から書くと、税務調査でこの事案は否認され、裁決でも否認されます。(裁決理由は難しいので、結論のみお伝えしています。)

被相続人(亡くなった方)は、病院に入っていました。税務職員は病院まで出向き、カルテ等を確認します。要はこのときに意思能力があったかどうかを確認しに行ったのです。そして、マンションを買ったときには、意思能力はなかったと確認します。仲介業者の証言もとっています。

つまり、亡くなった親(被相続人)は、すでに意思は無能力。そうすると、息子が2億9,300万円を贈与され、そして親名義を借用し買ったのだと税務署は主張します。

そして否認に至ります。否認の結果は、贈与されたのではなく、マンションの評価額を国税庁が決めるのです。1年後の売却価額を勘案して2億9,300万円と評価されるのです。

つまり、**預金2億9,300万円**が、**タワーマンション2億9,300万円**。よって節税効果はゼロとなります。

これが評価通達6項の適用された事例です。

不動産節税で、

「**相続の時に、親の名義にして、相続後に売却しても大丈夫**」  
ということをアドバイスするのは、いかがなものか？と思います。

ちなみに、今回タワーマンションの節税に関しては、6項適用を指示したようです。税務職員は、カルテまで確認します。そんな時代になっていることをお忘れなく！！

## **2 なぜ遺言書が必要なのか？**

Writer 相続アドバイザー 宅地建物取引士 宮司 幸仁

先月、遺言書作成セミナーを開催させて頂きました。

カリキュラムを前半と後半に分けて、前半は遺言の基本「なぜ遺言が必要なのか？」を事例も解説しながら基礎知識を学んでもらい、後半は実際に遺言書を書いてもらうという内容です。

お客様1名につき、相続アドバイザー1名がついて、受講生からの質問にお答えしたり、遺言を書く際のサポートをさせて頂きました。

遺言を**実際**書くと**なると**、書く言葉に悩んだり、どこまで財産を書けば良いのかわからない、誰に相続してもらおうかなど、いろいろ悩んだり疑問点がでて、時間内に書けなかったという方が多かったようです。

そもそもなぜ、遺言が必要なのでしょう？

そこに私たちがセミナーを開催させてもらった理由があります。

全国的に見て遺産分割調停、審判の件数が増え続けています。

いわゆる相続争いが増え続けているのです。

その件数は、2004年は1万2,000件、2014年には1万5,000件となっています。

2014年の死亡者数120万人のうち、相続が発生しているであろう60歳以上は110万人なので、そのうちの約1%で相続争いが起きていることとなります。

平成27年からは相続税が改正になり申告数も増えることから、その割合は更に増えていくと思われます。

遺言だけで相続争いをすべて無くす事はできません。

しかし、遺言が相続争いを防ぐ上で大きな効力を持つことは確かです。

私も、今年10月に父を亡くし、はじめて相続人の立場になったのですが、父が遺産分割についてどう考えていたのか、どうしたかったのかと、思いを巡らしました。

父の遺産は、家族が悩むほどの金額ではなかったため分割はすんなり進みましたが、もし父が資産家で、預金が数千万円あったら、何十筆の土地を持っていたら、借入金が数千万円あったら、家族は深く悩んでしまうかもしれません。その時に遺言書があれば、遺産分割も悩むことなくすんなり進んでいると思われれます。

遺言書を書く最大の目的は、

1. 遺産分割の必要性を回避すること
2. 自分の意志や思いを残せること

その目的を果たすためには、決められた形式で、正確に、間違いなく書くことが必要です。

なぜなら、誤解を招くような言葉だったり、つじつまが合わない分割であったりすると、返って相続人を悩ますことになってしまうからです。

- ・夫婦間に子供がいない方
- ・離婚歴があり先妻と後妻がいる方
- ・財産が多く相続税がかかりそうな方
- ・会社経営者で、自社株を後継者に渡したい方
- ・後継者がはっきり決まっていない方

に該当する方は、遺言を書くことを強くお勧めします。

遺言を書いてみたい、遺言とはどういうものか知りたい、なぜ遺言を書かないといけないのか、そう思う方はぜひとも無料相談会に来て頂きたいと思えます。

遺言書作成セミナーも、来年の開催が決まりましたので、この相続の最後にご案内させていただきます。ぜひご参加ください。



## 3 生命保険の名義…契約者？保険料負担者？

Writer 相続診断士 竹原 琴美

生命保険の満期保険金や死亡保険金に何の税金がかかるかという、契約者（保険料負担者）、被保険者、保険金受取人の関係によって、所得税、贈与税、相続税と課税対象が異なります。この3つの関係性が課税のポイントとなります。

保険契約者と保険料負担者は同一であることが一般的なのですが、なかには異なっている契約もよく見かけます。この場合、課税関係を調べる時にとってもややこしくなります。

もし契約者と保険料負担者が違う場合は、保険料負担者が誰か？ということで判断されるため、保険料負担者と経済的利益の受益者との関係をより複雑なものにしているのが現状です。（保険契約の際にはぜひ一緒にしておいてほしいです）

さて、このポイントとなる保険契約者ですが、これまでは、保険契約者が変更されても契約者の変更は課税当局に情報提供されることになっていなかったため、所得税や相続・贈与税の課税関係を見る際に実態把握は難しく、例えば、保険金収入を一時所得とする際に、名義変更前の同人以外の者が負担した保険料も必要経費として申告したり、実際は保険料負担者からの贈与となっても回避されるという問題が起こっていたわけです。

平成 27 年度改正では、生命保険の契約者変更があった場合には、課税当局に送られる支払調書には、契約者変更の回数、保険金支払い時の現契約の払込保険料を記載するということになりました。

これらは平成 30 年 1 月 1 日以後に支払いの確定する生命保険金等に適用されます。ちょっと先のことですが、保険契約の際や保険の名義変更の際には、課税関係に注意することと、皆さんとしてできることは、保険料負担者を明確にするために、保険料の支払いの証跡をわかるようにしておくことが大切です。相続税の調査時はじっくりと課税関係を調査されますので、明確にしておくことが節税になりますよ。



## 4 マイナンバーで金融資産が丸見えに！？

Writer 相続診断士 石田 典子

マイナンバーが届き始め、相続税においても平成 28 年 1 月 1 日以後に発生した相続の相続税申告書から、贈与税は平成 28 年分の贈与税申告書から番号の記載が必要になります。

また、平成 28 年 1 月以後に提出する相続税・贈与税関係の申請・届出書についても個人番号の記載が必要となります。

(現在の相続税申告書の様式案)

税務署長  
年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

※申告期限延長日 年 月 日

FD3553

○フリガナは、必ず記入してください。

各人の合計

財産を取得した人

フリガナ (被相続人)

氏名

個人番号又は法人番号

住所 (電話番号)

被相続人との続柄 職業

取得原因 該当する取得原因を○で囲みます。 相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与

※整理番号

取得財産の価額 (第11表③) 円

相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1②) 円

課税

第1表 (平成28年分以降)

○この申告書は機械で読み取り  
また、申告書と添付資料を一緒に

申告書に番号を記載するという事自体は、番号の取扱いなどセキュリティに注意すればよいことですが、マイナンバー制度が導入されることによる影響はもっと重要なところにあります。

現在はまだ義務化されていませんが、数年後には銀行や証券会社などにもマイナンバーの登録が義務化される予定です。そうなれば、税務署が金融機関等に個人の資産状況や入出金の動きを照会し把握することが今までよりも容易にできるようになり、生前贈与や名義預金などによる財産の流れが丸見え状態になるかもしれません。税務調査で指摘が多いのが現金・預貯金に関する申告漏れです。今後、金融資産の管理や動かし方にはより注意が必要になります。

専業主婦などで過去の収入があまりないはずの妻の預貯金残高が多かったり、過去の収入からみて申告された預貯金残高が少なかったりすると、家族名義の口座に移され名義預金になっていないか？現金がタンス預金になっていないか？などが疑われます。生前贈与についても、贈与税がかからず贈与税申告の必要がない範囲での贈与であったとしてもしっかりと把握しておく必要がありますので、何のために引き出したお金なのか？何の目的で動かし出したお金なのか？など、現預金を動かす場合には後で把握しやすいようにしておきましょう。生前贈与の場合は、必ず「贈与契約書」を交わしておくこともお忘れなく。

-----編集後記-----

テレビで「遺産争続」というドラマが放送されていますが、タイトルのとおり家族間でのめごとによって遺産分割がまとまらないなど、争族になってしまうケースも増えてきています。遺言はそれを避けるためでもあります。ドラマのように遺言によって揉めるということにならないように内容を考える必要があります。ゆっくり考える時間を持てるように、早めに取り掛かると良いですね。



**無料**

6名様限定

# 遺言書作成 セミナー

「相続の基本」&  
「遺言書の書き方講座」

## 特典

ご参加いただいた  
皆様にもれなく

無料個別相談

相続レポート「相伝」を進呈



こんな悩みがある方はぜひご参加ください。

- 自分の財産を相続させたい人がいる
- 相続人同士の仲が良くない
- 離婚や養子など戸籍が複雑である(前妻との子など)
- 夫婦で互いに遺言書を書きたい

### 第1部 遺言の基本編

13:30 「なぜ遺言が必要なのか？」  
14:30 事例を交えながらご説明します。

自筆遺言と公正証書遺言の違い、相続税がかかるケース、遺産分割のやり方と問題点、遺言の良い事例と悪い事例が学べます。

### 第2部 遺言の実務編

14:30 相続アドバイザーのサポートの下、実際に  
16:00 遺言を書く練習をしていただきます。

一度、実際に書いていただくと、遺言に書くべきことと書かなくてよいことがわかります。

2016年の開催日程が決まりました！

3月30日(水) 13:30～16:00

6月29日(水) 13:30～16:00

9月28日(水) 13:30～16:00

11月29日(火) 13:30～16:00

場所: 上坂会計グループ福井事務所(福井市江守中 2-1312)

参加費は**無料**です！

お申込み・お問合せは 0120-939-243

お客様の要望にお応えするために、  
私達、上坂会計グループは、  
総合事務所を目指しています。

弁護士・司法書士 有資格者を募集しています。

お問い合わせは、相続手続きお悩み解決センターまで



**0120-939-243**



**UCF**  
We have a dream. 上坂会計グループ

私ども上坂会計グループは創業 1970 年  
顧問先数 510 社の会計事務所を母体にし  
たコンサルティング会社です。

税理士法人 上坂会計／株式会社 上坂経営センター／株式会社 ライフデザイン研究所  
株式会社 ビジネス・アイ／社会保険労務士法人 上坂&パートナーズ  
UESAKA ASIA ADVANCEMENT MANEGEMENT AGENCY Co.,Ltd. (カンボジア)